株式会社　TWINKLE

労働者派遣法第３０条の４第１項に基づく労使協定に関する事項

1，労使協定締結の有無　　有

２，労使協定の有効期間　　令和8年11月１日から令和9年10月３１日

３，労使協定対象者の範囲　労使協定の対象者は、当社が雇用して派遣就業する全ての従業員に適用する。